

自動車総合共済 MAP のフリート契約

中小企業者の皆さまのための自動車共済制度です。



多数の車を所有している企業は、
大きな**経費削減**につながります。
一般損保からの**割引も引き継ぎます。**
非営利のため**納得の掛金**になっております。

フリート契約のメリットについて

① 運転者の年齢条件がなく、納得の掛金

全ての自動車で年齢条件がありませんので、社員・職員のどなたが運転しても安心です。しかも、非営利のため納得の掛金です。

② 割引率が 77%まで適用されます。

損害率により最高 70%の優良割引が適用されます。
また、1 契約で 10 台以上まとめると多数割引 7%が適用となり、優良割引と併せ、最高で 77%の割引が適用されます。

③ 増車の場合でも、他の自動車と同一の割引率が適用されます。

料率審査日（損害率等の成績によりフリート契約の割引率等を決定する日）以降にご契約いただく自動車には、他の自動車に適用されている割引率でご契約できます。

全車両一括共済特約のメリットについて

① 契約手続きがラクになります。

全ての自動車を一括して契約するため、契約手続きは一度で済みます。

② 契約もれの心配がありません。

ご契約後に増車した際には、あらかじめお取り決めた条件に従い、増車日から自動的に契約が始まりますので、契約もれの心配はありません。

③ 月に一度の通知・精算で済みます。

増車、廃車、車両入替のたびに、通知・精算する必要はありません。1 か月分を取りまとめ、月に一度の通知・精算で OK です。

④ 割増なしで、掛金の分割払いができます。

掛金の割増なしで、分割のお支払いがご利用いただけます。2・4・6・8・10・12回の中からお選びください。

自動車総合共済 MAP のメリットについて

① 高額賠償に備え 5 つの基本補償

対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害、自損事故、無共済車傷害など、基本的な補償をご用意しています。また、対人賠償と対物賠償には、「無制限」も用意し、高額賠償にも万全の備えをしております。

② 各種の割引制度

- 福祉施設割引 (10%)
- 福祉施設職員割引 (5%)
- 福祉車両割引 (3%)
- 会社従業員一括割引
- いっしょ割引 (5%) (従業員契約対象)
- 両得割引 (3%) (会社契約対象)
- ご予約割引 (5%)

③ 充実した特約

万一の場合にお役に立つ特約も、納得の追加掛金で付帯できます。

- 人身傷害補償特約
- 弁護士特約
- ロードアシスタンス代車等諸費用特約
- 車両新価特約
- 車両超過修理費用特約
- 法人契約他車運転危険補償特約
- 荷物補償特約
- 対物差額修理費用特約 (その他各種特約があります。)

④ 親切な見舞金制度

事故の際にご負担となるお見舞金をご用意しております。このお見舞金は、フリート成績算出時の共済金にカウントされませんので、とてもおトクです。

- 対人事故見舞金
- 対物事故見舞金



ロードサービス

お車の故障やトラブル時も安心

24 時間
365 日

1. レッカーけん引 2. 応急処置 3. 燃料切れ時の給油サービス

ご注意：ロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。

※詳細は「ロードアシスタンス利用規定」をご確認ください。



事故対応

早くて親身な事故処理サービス

24 時間
365 日

24時間365日対応で、不安を解消します。

事故受付窓口で一定の条件を満たした場合、お客様のご要望に応じて相手方への連絡等の初動対応を実施します。

(注) ご契約内容・事故状況が確認できない場合や相手方に過失がある場合、既に取扱組合の事故処理担当者が対応中である場合などは夜間休日に初動対応を実施できない場合があります。

ハロー健康相談サービス

電話による無料の
健康・医療相談

24 時間
365 日

MAP のご加入者は、以下のサービスを福利厚生としてご利用いただけます。

- 健康・医療・育児・介護・メンタルヘルス（心）のご相談
- 夜間・休日の医療機関または医療機関情報等のご案内
- 医療情報のご提供

※詳細は「ハロー健康クラブ 24」の案内をご確認ください。



お見積りを いたします

当連合会のフリート契約には、各種のメリットがあります。

是非お問い合わせください。

なお、以下の書類をご用意の上、ご一報いただければ、お見積りをいたします。

他社で既にフリート契約をされている場合

現在ご契約されている自動車保険証券・共済証書（メリット・デメリット料率が記載されているもの）もしくは、満期契約への継続案内（継続契約用の申込書等でメリット・デメリット料率が記載されているもの）の写し。

契約する自動車が 10 台以上となり、これからフリート契約をする場合

現在ご契約されている自動車保険・共済がある場合にはその保険証券・共済証書と車検証の写し。

●取扱組合

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎県長崎市桜町 4-1（長崎商工会館 8 階）

☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637

●お問い合わせ・お申し込み（取扱代理所）

このチラシは、「自動車総合共済 (MAP)」のフリート契約の概要を記載したご案内文書です。詳細については「重要事項説明書」および「自動車総合共済約款」を用意しておりますので、必要に応じて取扱組合または取扱代理所にご請求ください。また、ご不明な点などは取扱組合または取扱代理所にお問い合わせください。

元受団体: 全日本火災共済協同組合連合会 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-11-2

2020.07